

**第11期西東京市青少年問題協議会  
活動報告書**

**令和5年10月**

## <目次>

1	はじめに	1
2	今期協議会の活動テーマと取組	2
	(1) 活動テーマ	2
	(2) 虐待とは	3
3	調査	4
	(1) 田無警察署ヒアリング	4
	(2) 西東京市子ども家庭支援センターヒアリング	7
4	検討・報告	9
	(1) 実態の把握	9
	(2) 課題・問題点の確認	11
	(3) 関係機関と地域住民の連携	13
	(4) 今後に向けて	14
5	おわりに	16

### 【付録】

①	第11期西東京市青少年問題協議会委員名簿	17
②	第11期協議会の活動状況	18

# 1 はじめに

西東京市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）では、平成22年に定めた西東京市青少年を支える4つの柱である「あたたかい家庭」「顔の見える地域」「楽しい学校」「支えてくれる行政」を念頭に置き、青少年の健全育成に係る今日的な課題について、委員それぞれが意見を出し合い、協議会として取り組むべきテーマを決め、各々の専門的な立場から議論しています。

今期は「虐待」をテーマに調査、審議することとしました。その活動内容をまとめ、その結果をここにご報告いたします。

## 2 今期協議会の活動テーマと取組

### (1) 活動テーマ

「虐待について～心理的虐待と身体的虐待を中心に」

一口に「虐待」と言っても、その態様は幅広くなっています。その中でも件数として大きな部分を占める「心理的虐待」と「身体的虐待」にターゲットを絞って取り組むこととしました。

虐待については家庭の問題であり、その実態がつかみづらく、大きな事件になってから明るみになることも多くあります。

また、ここ数年のコロナ禍では、リモートワーク等により普段いない親が家にいることが多くなりました。そのことで子どもや家族にストレスがかかり、けんかやケガ、ひいては虐待に至るケースもあるなど、潜在的な問題が顕在化しています。

虐待の現状を把握し、その兆候を見つけ、早期に対応をすることでその児童、家族の、ひいては市民の安全安心につながることから、今回の活動テーマとして取り上げました。

## (2) 虐待とは

次のような行為が虐待にあたり、大きく4つに分類されます（西東京市ホームページより）。

### 心理的虐待

- ・言葉により脅かす
- ・無視する
- ・きょうだい間で差別的な扱いをする
- ・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス） など

### 身体的虐待

- ・殴る、蹴る、叩く、投げ落とす
- ・激しく揺さぶる
- ・やけどを負わせる
- ・溺れさせる
- ・家の外にしめだす など

### ネグレクト（養育放棄）

- ・乳幼児を家に残して外出する
- ・食事を与えない
- ・ひどく不潔なままにする
- ・自動車の中に放置する
- ・重い病気になっても病院に連れて行かない
- ・他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

### 性的虐待

- ・子どもへの性的行為
- ・性的行為を見せる
- ・ポルノグラフィの被写体にする など

### 3 調査

第11期協議会では、虐待についての現状や事例を把握し、それについての行政や地域に対する意見をとりまとめるために、田無警察署と西東京市子ども家庭支援センターの担当者からヒアリングを行いました。

#### (1) 田無警察署ヒアリング

《田無警察署より》

- まず東京都の現況について。平成30年の目黒女児虐待事件をきっかけに、世間の虐待への意識が高まってきた。そのため、事件当時と現在では、虐待を取り巻く状況は変化してきている。
- 虐待の内容については心理的虐待が大部分である。それに身体的虐待を加えると全体の8割を超す。
- 虐待をする者については、ほとんどが親である。両親、父親・母親の一方から受けるケースに加え、両親の大げんかの様子を見たことにより精神的負担を受けるケースも多くなっている。
- 件数に関しては、田無警察署では西東京市と東久留米市を管轄しているため、西東京市のみのデータは無いが、ここ数年は増加の一途を辿っており、平成29年からの6年間で約6倍になっている。虐待についての状況自体の変化、またその認知度が増したことで、積極的な通告に繋がっているため増加しているとも考えられる。
- 虐待を見守り相談所に通報した件数も同様に増加している。令和3年の1年間では約160件。うち心理的虐待は126件で全体の78.8%、身体的虐待は28件で18%。残りはネグレクトであった。性的虐待は無かった。ほとんどは家庭内不和が原因で、心理面で子どもを傷つけている。160件のうち101件は家族からの通報である。親が通報することもあるが、ほとんどは子どもが通報している。虐待を受けた子ども本人からの通報も23件あり、保護を求めて連絡があることもある。その他では近隣の人や行政からの通報などがある。

- 通報のみでは虐待とはみなさない。事実ではない可能性もあるので、必ず確認をしてから対応する。子どもの様子を見れば虐待かそうでないかはおおむね判断がつく。
- 虐待について、自分たちや行政で早期の解決が望めない場合は、警察に相談するのが望ましい。
- その他、心理的虐待（先の両親の大げんかのほか、母へのDVや、他のきょうだいへの虐待を見せられるもの）や、親子に精神疾患や発達障害が絡む事例、ネグレクトについて、数件の事例の紹介があった。

《質疑等》

- 虐待の対応後にほとんどのケースで子どもは親元に戻るが、児童養護施設に保護されるケースはどのくらいあるのか。
  - ← 数字としては言えないが、深刻なケースでは逮捕し、事件として扱うことになる。子どもが小さいと、親も離れることを嫌がる。
- 保護の場合は、子どもの意思も必要となる。子どもが小さいと乳児院で預かることになるが、さらに年齢が上がると子どもが納得しないと保護所で預かれないが、そのような場合はどうしているか。
  - ← 警察官が説得し、保護したケースもある。警察官が現場に行くと本人も渋々納得するが、その後に保護所でやはり納得してないと言い、3～4時間説得したこともある。保護所では安全のためスマートフォンの持ち込みや外出などについて制限のある生活になるので、本人たちが渋ることがある。
- 子どもを監護する者がいなければ、保護所で預かることになるのか。
  - ← 適切な保護者がいればその人、いなければ保護所で預かる。
- 学校における虐待の把握についてはどのような状況か。
  - ← 学校でも不登校や、給食を周囲よりも目立って多く食べることなどから虐待が見つかることもあるが、把握数としては少ない。

《意見交換》

- 小中学生が、自分から通報してくるようになっている。通報が可能なツールが増えてきているので、活用するのが望ましい。
- 親の権利が強く、虐待の疑いがあったとしても踏み込んだ調査がなかなかできない。
- 家族だけでなく、地域や学校などの他人の目による見守りも必要ではないか。
- 自治体や警察、地域が協力して虐待を見つけ、対応していけるような方策を考えることができればいい。

## (2) 西東京市子ども家庭支援センターヒアリング

### 《子ども家庭支援センターより》

- 児童虐待の件数は、年々増加傾向にある。虐待の4分類では、心理的虐待が多い。増えているのは夫婦げんかを目の当たりにする心理的虐待。警察⇒児童相談所⇒子ども家庭支援センターという流れで相談が入る。
- 不登校について、令和5年7月から子ども家庭支援センターと教育支援課の定期的な会議をスタートさせ、情報の共有を図り、連携を深めて対応している。
- 西東京市では虐待の通告件数について中高生の割合が東京都と比して多く、思春期になるとこれまで隠れていた問題が露呈するためと考えられる。きょうだい間の比較や、外国籍の家庭における、教育方針について日本の考え方と異なるケースなどが増えている。子どももストレスを内面にため込み吐き出さないので、表面化しづらい。
- 虐待の情報は学校から入るケースが多い。しかし高校生以上については義務教育でもなく、本人からの相談も少ないことから、情報が入り辛い。また公立高校については比較的連携をしてもらえるが、私立高校は子ども家庭支援センターの敷居が高くなっているように感じる。
- ヤングケアラーの問題については、本人は家族のお世話を誇りをもってやっている場合もある。また、外に言うことを親が嫌がるかもしれないと考え、隠したがる傾向があるため、周囲に気づいてもらえない。

### 《質疑等》

- 相談のルートについて、児童相談所が持つ権限について、子ども家庭支援センターにも与えられたということか。
  - ← そうではない。一度対応が済んだ案件について、監視や注意喚起を引き続き行うという内容である。

- 母のパートナーからの虐待について、把握や対応が難しいと感じるがどうなのか。
  - ← パートナーについては、国からその対応に関する通達が発出された。それにより以前よりも情報収集がしやすくなるなど、風向きが変わって来ている。
- 支援をいらないと断るなど、状況の把握が難しいケースに対してはどのように対応するのか。
  - ← 状況によっては法的な権限を持つ児童相談所と連携して対応をする、あるいは、関係機関と連携した見守りを継続する場合などがある。また、虐待の早期発見やご家庭に必要な支援につなげるために、一定期間学校に登校せず、教員等が本人と直接会えない場合、安否確認で子ども家庭支援センターが訪問している（西東京ルール）。その他、以前に虐待があったケースや、気になるケースについては、進んで動いている。
- 相談機関について、周知をどのようにしているか。
  - ← 市ホームページ、市立小中学校を通じたリーフレットの配布、関係機関への巡回訪問、西東京市子育て応援アプリ「いこいこ」等で紹介している。

#### 《意見交換》

- 虐待の対応において、相談が可能な民間の法人等でその役割を担える機関があればいいが。若者が役所に相談するということは、それなりのハードルがあるのではないか。
- 相談窓口も必要だが、困っている児童に対して、何に困っているのかを具体的に把握し、積極的な支援を行える体制が望まれる。
- 高校生への対応として、必要なケースには中学校から進学先の高校への引継ぎをしてほしい。中学校卒業が区切りになってはいけない。また、高校等へも出向いて、情報収集に努めることができれば望ましい。

## 4 検討・報告

「3 調査」の田無警察署と西東京市子ども家庭支援センターへのヒアリングを受けて、次の項目について意見交換をしました。

### (1) 実態の把握

#### 虐待の態様

子どもへの虐待は、件数としては増加傾向にありますが、近年の虐待への意識の高まりから通報が増え、これまで把握できていなかったような案件が表面化したとも考えられます。児童福祉法に基づく措置を取るまでのケースについては、全国で年間400件くらいのおおむね横ばいとなっています。

虐待の4分類においては、心理的虐待、身体的虐待の2分類で8割以上を占め、特に心理的虐待の割合が多いことは、先のヒアリングで共通した内容となっています。

#### ケースの把握

虐待に関する窓口としては、主に次の3つになります。

- ・市（子ども家庭支援センター）
- ・児童相談所
- ・警察

また、虐待の状況を把握し、これらの窓口に通報する機関としては、学校、保育園、幼稚園、医師などが挙げられます。

学校、保育園、幼稚園は子どもの主たる活動の拠点であり、その異変を早い段階で察知することができます。学校であれば一定期間登校が無ければ、家庭訪問等も可能です。子ども家庭支援センター、児童相談所、警察については、学校からの報告や、家族や近隣住民からの相談、通報等により案件を把握することとなります。

このことから、学校等で把握する案件が多く、そこから子ども家庭支

援センター、児童相談所に連絡という流れになります。

一方で、警察が把握するに至る案件は、既に重大な段階になっている傾向にあります。警察が通報等により把握した案件について、その後の対応が必要なもの、経過観察となった場合は、児童相談所、子ども家庭支援センターへ引き継ぐこととなります。

#### **各機関の対応**

学校等、子ども家庭支援センターは、主に案件の把握と、関係機関との連携、調整をしています。児童相談所については、各自治体での対応が困難なケースや、保護が必要なケースへの対応となります。警察は犯罪の予防の観点から、加害者（虐待においては、親）の逮捕となります。ケースの対応に強制力が必要な場合は、警察と児童相談所との連携も可能とのことでした。

## (2) 課題・問題点の確認

協議会の中で課題・問題点として挙げたのは、次のとおりです。

### ① 個人情報の壁

虐待は家庭内の問題が多く、外部から分かりにくい状況でどのように対応していくのか、周囲からアドバイスもできない状況が多いのではないかと。単に個人のプライベートの問題というだけではないが、個人情報の保護との兼ね合いがあり、一歩が踏み込めない。学校も家庭のことなので踏み込めない。対策が立てにくいことがある。

### ② 教育か、虐待か。

自分（親）の受けてきた教育（しつけ）を子どもに対してすることで、現在の物差しにあてると虐待になってしまうケースがある。親としては子どものためのしつけであり、まして虐待をしようなど思っているわけではなく、一生懸命に教育（しつけ）をしようとした結果が虐待になっているというケースもある。

また、教育熱心と教育虐待との境目がどこなのかということ。主観を親に置くと教育熱心、子どもの目線に立っているのが教育虐待という話がある。今、良かれと思ってやっている教育熱心さが虐待につながっているということもあるのではないかと。他にも、教育熱心とは異なり、親が自らの体裁（子どもの学歴等）を気にすることで、子どもに必要以上の学習を強いてしまうようなケースもあるので、看過できない。

一方で、あなたは何も勉強しないからもう高校に行かなくていいよ、というような教育を受けさせない虐待というものもある。

これらの場合、子どもはつらい思いをしているが、それを虐待とは思っていないケースがあると考えられる。

### ③ 中学校卒業、その後。

子どもが中学校を卒業してしまうと、高校からの虐待等の情報が入りづらく、地域にも伝わってこなくなる。中学生時代にサポートできてい

た子どもが高校に進学したものの、退学してしまうケースも多い。子どもは中学校卒業後も成長していく。社会にうまくなじんでいけるように地域で支えるため、どのようにサポートするかが課題である。

#### ④ 保護について

保護されている間、子どもは安全の確保が第一なので、学校に行けなくなってしまう。学校に行きたい子に対するフォローについては、担当の児童福祉司、児童心理司が繰り返し説明をして理解してもらおう。施設から登校したケースもあるが、虐待をしている親が学校に来てしまうこともあるので慎重な判断を要する。

一時保護施設でも定員を上回ることがあり、施設に入れないケースが多く、施設整備は課題である。

#### ⑤ 支援ツールの認知度が低い

被害に遭い、相談に来て初めて相談の場所があったことを知ることが多い。

市としては支援のツールを用意し、相談後の当事者を助けるための方向性の整理をしていると思われるが、虐待の当事者だけではなく、支援する立場の者でさえ、そのツールを認識できていない場合がある。ここに相談すれば何とかなるかもしれない、という望みがないと、当事者からはじめの一步が遠ざかってしまうのではないか。

#### ⑥ ヤングケアラーの把握

直接虐待の分類に入るものではないが、ヤングケアラーは、親が病気にかかり、親の介護やきょうだいの世話をすることで、本人が本来やれるはずの勉強や、社会との交流などができなくなってしまうことが問題となっている。また、子どもの面倒を見ない親のケースはネグレクトとの関連が疑われる。

しかしながら、ヤングケアラーについては、子ども本人がそれを虐待と思わず、把握が難しい状況があると見られる。

### (3) 関係機関と地域住民の連携

虐待が疑われる場合、迷ったら警察に通報を、解決が個人で難しいと思われたら行政と相談を行うこととなります。しかしながら、警察、児童相談所、市だけでは対応に限界があります。そこで、地域との関わり、人の目、地域の目が向けられることが大切となってきます。地域住民による通報はもちろんですが、子育てにまつわる相談等も行えるような地域の環境があることで、虐待の予防にも繋がるのではないかと考えられます。

そしてこれらの環境に加え、当協議会を含めた市における福祉関連の委員会、また人権擁護委員、民生委員、保護司などの横断的な繋がりによる、情報の提供、共有を行うことができれば、西東京市の関係機関による対応こそ地域が一体となった直接的な効果を期待できるのではないのでしょうか。

しかしながら、近年になり近所のかかわりとして以前から役割を果たしてきた自治会・町内会の継続が困難な地域も出てきており、若い世代が地域に入って来ても声掛けが難しく、自治会への加入を希望しないケースも増えています。住民の入れ替わりも激しい中、どのように対応していくかが課題となっています。

またコロナ禍により、これまで当たり前のように行われていた地域の活動、行事について、できない期間が続いてきました。これらの活動は、虐待の予防に直接結びつくものではありませんが、参加することで地域との繋がりが生まれ、地域の連携の力を向上させてきたことは間違いありません。

しかしながら、コロナ禍において数年の空白が生まれ、その繋がりが薄れているのではないかと考えられます。

令和5年5月8日にコロナが5類感染症となり、幸いにもコロナ禍が沈静化する中、地域の活動も再開の動きを見せてきています。これからも行政の方策とあわせて、地域の連携の復活についても包括的に取り組むことで虐待を予防する風土を築き上げる方向に向かってほしいと考えます。

#### (4) 今後に向けて

(2)では協議会の議論の中で挙げられた課題・問題点について述べましたが、今後に向けての対応等、どのようなことが考えられるか、協議会での検討、意見としてまとめました。

- ① 虐待の情報については、家庭以外では学校から入ることが多く、その情報が貴重なものとなり、その後の関係機関との情報共有が重要となります。

個人情報の保護は、その情報が個人情報であるか、そうでないかの判断について関係者が共通認識を持つことで、子どもの安全のための正しい情報共有に結びつきます。そのための教育も必要ではないでしょうか。

また、家庭内の状況については個人情報に壁となって対応に限界があり、手立てがとれないケースもあります。案件によりますが、警察が介入することで、その家庭の状況が見えてくる場合もあります。警察や児童相談所との連携は大変重要です。

- ② 自分の子どもに頻繁に手をあげるなどの親の行為が「教育（しつけ）への熱心さ」から来るものであると、解決の糸口を見出すのは難しいことが考えられます。

自分（親）が子どもの頃にされていた手をあげられたなどの自分（親）がされてつらかったことであれば、それを自分の子どもにやらないという発想に結びつけばいいのですが、昔から築き上げられてきた認識を変えることは難しいものがあります。それが虐待であることに気づかせるための、親側への虐待についての教育も必要なのではないかと考えます。

また、受け手側の感覚の問題として、自分がされていたことが大人になってからそれが虐待だったと気づくケースもあります。

しかしながら、声をあげる子どもも近年は出てきており、少しずつですが虐待についての認識の広がりも感じられます。

虐待についての認識を親、子ども双方に浸透させ、これは虐待だと自覚してもらうための啓発も重要です。

③ 先述のとおり、重要な情報源の一つである学校ですが、卒業した生徒を進学先の高校に対して出身中学校が継続的にフォローしていくことは、在校生の対応で手一杯の中学校には難しい状況です。また、近隣の公立高校であれば比較的關係機関が連携を取りやすいものの、遠方の高校や私立高校など、学校によって継続的な連携については課題があります。

卒業時に進学先へ連絡し、学校における状況の引継ぎをしていくことは必要なことではないでしょうか。中学生時代に気にかけていた生徒であることを高校に伝えることで、入学後もそれを意識した対応が期待できます。

④ 施設での保護は、子どもの安全確保ができる半面、被害を受けている側が学校に行けなくなるということとなります。学校に行けなくなってしまった子どもへのフォローは課題であり、引き続き手厚い対応が望まれます。

⑤ 虐待についての周知という点では、子ども家庭支援センターが学校へ、虐待についての講座を行っています。授業の一環として時間を取り、虐待をテーマとして行うことでより心に残る効果が期待できます。一部の学校での実施ですが、より多くの学校での実施が望まれます。

また、親への支援も必要です。子どものことで悩み、どこが窓口かわからず、相談できないと情報も入ってこないのも、それが虐待に繋がるものであっても、周囲が把握できなくなります。相談を受けることで、親の視点において自分のしていることが虐待であることを分かっていない人へその認識を持たせることができます。

市としても相談窓口を複数作ってはいるものの、それを知らない場合も見られます。さまざまな相談窓口やLINE相談などのツールについて積極的に周知を図ることが、引き続き必要です。

⑥ ヤングケアラーについては、その家庭に医療や介護サービスが入る際に判明することもあります。また、国もヤングケアラー対策に力を入れているところなので、市における取り組みに期待します。

## 5 おわりに

前回の第10期の報告書においては、コロナ禍において思うように協議会としての活動が行えない中での取り組みとなった旨の記載がありましたが、今期についてはようやく定期的な会議の開催が可能となり、この報告書の作成に向けての調査や検討を行うことが出来ました。

また、通常は対面で顔をつけ合わせてこそその活発な意見交換を前提としながらも、再度の感染症流行に備えて、オンライン会議の必要性についての意見も出たことなどは、コロナ禍でもあった今期ならではの特征ではないでしょうか。

虐待の防止については、関係機関の連携や、施策、ツールの充実のみならず、地域力も欠かせません。地域の分断、コミュニティの衰退が叫ばれる中、その重要性は増しています。今後も行政と住民が一体となり、虐待から子どもたちを守る仕組みの構築が求められます。

青少年問題協議会が「こどもがど真ん中」であるこの西東京市で子どもたちが健やかに成長していくことを祈り、またそれを支える家族にとっての支えとなるべく、今後も各委員の見識を重ね合わせ、議論し、取り組みを進めていくことを期待します。

## <付 録>

### ① 第11期西東京市青少年問題協議会委員名簿

任期 令和3年11月1日～令和5年10月31日

会長 西東京市長 池澤 隆史

氏 名	選 出 区 分
いまい ゆみ 今井 ゆみ	教育委員
※こう ゆき 幸 由希	西東京市立小学校・中学校PTA及び教師と保護者の会代表
※こうけつ ゆみこ 瀬瀬 由美子	青少年育成会代表
※しょう ようこ 荘 葉子	西東京市主任児童委員
※すみだ よしこ 住田 佳子 (副会長・座長)	学識経験者
はた ももこ 波田 桃子	東京都小平児童相談所長 (令和4年8月18日～)
ひらみ あゆみ 平見 歩	東京都小平児童相談所長 (～令和4年3月31日)
※はまの まさあき 濱野 雅章	保護司 (令和5年5月26日～)
※まつかわ まさひで 松川 正秀	保護司 (～令和5年3月31日)
ひがしやま のぶひこ 東山 信彦	西東京市立中学校長
※ひらい まさる 平井 勝 (専門部会長)	西東京市防犯協会代表 (令和5年5月26日～)
※ひぐち ひさとし 樋口 久稔 (専門部会長)	西東京市防犯協会代表 (～令和5年5月22日)
むらかみ みつぐ 村上 貢	警視庁田無警察署生活安全課長 (令和5年5月26日～)
いしい りゅうじ 石井 竜児	警視庁田無警察署生活安全課長 (～令和5年3月31日)
もりもと みつる 森本 充	東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官 (令和5年5月26日～)
たちばな よしのり 立花 好教	東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官 (令和4年8月18日～令和5年3月31日)
やまだ えいじ 山田 英治	東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官 (～令和4年3月31日)
※やまざき せつこ 山崎 節子	人権擁護委員
すずき ゆうま 鈴木 ゆうま	市議会議員 (令和5年5月26日～)
たむら ひろゆき 田村 ひろゆき	市議会議員 (令和5年5月26日～)
おおたけ あつこ 大竹 あつ子	市議会議員 (～令和5年1月20日)
なかがわ きよし 中川 清志	市議会議員 (～令和5年1月20日)

敬称略 (※は専門部会委員)

## ② 第11期協議会の活動状況

	開催年月日	内 容
令和3年度 第2回 協議会	令和3年11月18日	1 副会長の選任 2 今期の会議運営について
第1回 専門部会	令和4年2月1日	1 部会長及び副部会長の選出について 2 今期の活動テーマの検討について
令和4年度 第1回 協議会	令和4年8月22日	活動テーマの決定について
第1回 専門部会	令和4年10月14日	今期の活動テーマ「虐待」について 現状の解説（田無警察署）
第2回 協議会	令和5年1月27日	専門部会における活動テーマ「虐待」について の検討と今後の取組みについて
令和5年度 第1回 協議会	令和5年5月26日	今期の会議運営について
第1回 専門部会	令和5年6月29日	テーマ「虐待」について 意見交換
第2回 専門部会	令和5年7月25日	テーマ「虐待」について 現状の解説（子ども家庭支援センター）
第2回 協議会	令和5年8月23日	専門部会におけるヒアリングの結果について
第3回 専門部会	令和5年9月20日	報告書（案）の検討
第3回 協議会	令和5年10月27日	第11期西東京市青少年問題協議会活動報告書について